

議会運営委員会

協議事項

全員協議会

令和4.6.7(火)午前10時

令和4.6.8(水)午前9時30分

1 追加議案について

- (1) 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第3号)
- (2) 工事請負契約締結について(浜松市動物園給排水設備改修工事(3期工事))
- (3) 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校校舎改築工事(建築工事))
- (4) 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校校舎改築工事(機械設備工事))
- (5) 工事請負契約締結について((国)152号道路災害復旧工事(抑止工1))
- (6) 工事請負契約締結について((国)152号道路災害復旧工事(抑止工2))
- (7) 物品購入契約締結について(小中学校特別教室用無線アクセスポイント機器)

2 本会議2日目から4日目までの運営について

3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

4 陳情・意見書の調整について(5月19日協議事項の別冊参照)

- (1) 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
(海事振興連盟会長 衛藤 征士郎 氏 提出)

- (2) 電柱の耐震化対策の推進を求める意見書 (自由民主党浜松提出)

- (3) 国立病院機構天竜病院の医療体制の充実及び機能強化を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
- (4) 難病患者の治療に係る負担軽減を求める意見書
(市民クラブ提出)
- (5) 子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書
(市民クラブ提出)
- (6) 介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書 (公明党提出)
- (7) 大企業の内部留保に適正な課税を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)
- (8) 男女賃金格差の是正を求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)

5 常任委員会の所管について

6 浜松市議会委員会条例及び浜松市議会会議規則の一部改正について

7 9月定例会の質問等について (議運のみ)

追加議案

1 補正予算 1件

(1) 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」の決定に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、生活者支援及び事業者支援に要する経費を追加するほか、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給などの経費を追加するもの。

また、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、デジタル・スマートシティ政策の推進に要する経費を追加するもの。

2 工事請負契約の締結 5件

(1) 浜松市動物園給排水設備改修工事（3期工事）

浜松市動物園給排水設備改修工事（3期工事）について、工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 363,000,000円

契約相手 日管株式会社

(2) 浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（建築工事）

浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（建築工事）について、工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 1,075,800,000円

契約相手 須山・浜建特定建設工事共同企業体

(3) 浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（機械設備工事）

浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（機械設備工事）について、工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 344,300,000円

契約相手 スヤマビルド・刑部特定建設工事共同企業体

(4) (国) 152号道路災害復旧工事（抑止工1）

(国) 152号道路災害復旧工事（抑止工1）について、工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 310,200,000円

契約相手 龍川建設株式会社

(5) (国) 152号道路災害復旧工事(抑止工2)

(国) 152号道路災害復旧工事(抑止工2)について、工事請負契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 343,200,000円

契約相手 株式会社天竜アキヤマ

3 物品購入契約の締結 1件

(1) 小中学校特別教室用無線アクセスポイント機器

小中学校特別教室用無線アクセスポイント機器について、物品購入契約を締結するにあたり、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するもの。

契約金額 70,670,160円

契約相手 遠鉄システムサービス株式会社

議 事 日 程 (第8号)

令和4年6月8日(水) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 代 表 質 問

議 事 の 順 序 (第2日)

令和4年6月8日(水) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 代 表 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第9号)

令和4年6月9日(木) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一 般 質 問

議 事 の 順 序 (第3日)

令和4年6月9日(木) 午前10時開議

1 開 議 の 宣 告

2 会議録署名議員指名

3 一 般 質 問

4 散 会 の 宣 告

議 事 日 程 (第10号)

令和4年6月10日(金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 第 62 号 議 案 浜松市事務分掌条例の一部改正について
- 第 4 第 74 号 議 案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第2号)
- 第 5 第 75 号 議 案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第3号)
- 第 6 第 76 号 議 案 工事請負契約締結について(浜松市動物園給排水設備改修工事(3期工事))
- 第 7 第 77 号 議 案 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校校舎改築工事(建築工事))
- 第 8 第 78 号 議 案 工事請負契約締結について(浜松市立神久呂小学校校舎改築工事(機械設備工事))
- 第 9 第 79 号 議 案 工事請負契約締結について((国)152号道路災害復旧工事(抑止工1))
- 第10 第 80 号 議 案 工事請負契約締結について((国)152号道路災害復旧工事(抑止工2))
- 第11 第 81 号 議 案 物品購入契約締結について(小中学校特別教室用無線アクセスポイント機器)

議 事 の 順 序 (第4日)

令和4年6月10日(金) 午前10時開議

- 1 開 議 の 宣 告
- 2 会議録署名議員指名
- 3 一 般 質 問
- 4 議 題 の 宣 告……
 - 日程第 3 第 62 号 議 案
 - 日程第 4 第 74 号 議 案2件
- (1) 委 員 長 報 告……
 - (1) 総務委員長
 - (2) 厚生保健委員長
- (2) 委員長報告に対する質疑
- (3) 採 決……簡易採決
- 5 議 案 上 程……
 - 自 日程第 5 第 75 号 議 案
 - 至 日程第11 第 81 号 議 案7件
- (1) 説 明
(休 憩) 議案説明会開催
- (2) 質 疑
- (3) 委員会付託
- 6 休 会 の 決 定
- 7 散 会 の 宣 告

令和4年第2回浜松市議会定例会議案付託件目表（追加議案）

総務委員会

- 第 75 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第1目 総務費国庫補助金
第2目 民生費国庫補助金中
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
第5目 農林水産業費国庫補助金中
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
第6目 商工費国庫補助金
第7目 土木費国庫補助金中
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
第9目 教育費国庫補助金
第23款 繰越金
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費中
第22目 デジタル・スマートシティ推進費

厚生保健委員会

- 第 75 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第2目 民生費国庫補助金
〔新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金〕を除く
歳出予算中
第3款 民生費
第10款 教育費中
第5項 幼稚園費
第2条（繰越明許費）中
第3款 民生費
第10款 教育費

環境経済委員会

- 第 75 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第5目 農林水産業費国庫補助金
歳出予算中
第6款 農林水産業費
第7款 商工費

建設消防委員会

- 第 75 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第2項 国庫補助金中
第7目 土木費国庫補助金
デジタル田園都市国家構想推進交付金
歳出予算中
第8款 土木費
第2条（繰越明許費）中
第8款 土木費
- 第 76 号議案 工事請負契約締結について（浜松市動物園給排水設備改修工事（3期工事））
- 第 79 号議案 工事請負契約締結について（（国）152号道路災害復旧工事（抑止工1））
- 第 80 号議案 工事請負契約締結について（（国）152号道路災害復旧工事（抑止工2））

市民文教委員会

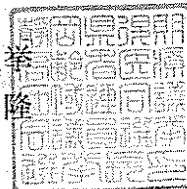
- 第 75 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第24款 諸収入
歳出予算中
第2款 総務費中
第1項 総務管理費中
第17目 中山間地域振興費
第10款 教育費中
第6項 学校給食センター費
第7項 保健体育費
- 第 77 号議案 工事請負契約締結について（浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（建築工事））
- 第 78 号議案 工事請負契約締結について（浜松市立神久呂小学校校舎改築工事（機械設備工事））
- 第 81 号議案 物品購入契約締結について（小中学校特別教室用無線アクセスポイント機器）



04 静後広事第 217 号
令和 4 年 5 月 25 日

各市議会議長 様

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
選挙長 池田佳隆



静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（通知）

日頃、後期高齢者医療制度の運営につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 4 年 5 月 2 日に告示しました静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、候補者届出の受付（令和 4 年 5 月 18 日から 5 月 24 日まで）をしたところ、市議会議員区分から選出する議員の候補者の数が選挙すべき議員の数を超えました。

つきましては、貴市議会の直近の本会議において、投票による選挙を実施していただくようお願い申し上げます。

併せて、選挙結果を別添「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第 4 号）」により、報告していただくようお願い申し上げます。

なお、市長区分及び町長区分の選出議員については、候補者の数が選挙すべき議員の数を超えなかったため、投票による選挙を実施しないことを申し添えます。

【添付文書】

- ・候補者氏名表
- ・選挙実施に係る留意点
- ・選挙運動についての写し
- ・選挙議事次第書（参考）
- ・選挙結果報告書

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局
担当 総務室 山田・石崎・大森
〒420-0851 静岡市葵区黒金町 5 9 番地の 7
ニッセイ静岡駅前ビル 3 階
TEL 054-270-5520 FAX 054-272-3312

令和4年5月2日告示

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙（市議会議員区分）

候補者氏名表

(ふりがな) 候補者氏名	こながや じゅんじ
	小長谷 順 二
公職等の種類	伊豆市議会議長
所属政党	自由民主党
(ふりがな) 候補者氏名	もちづき としあき
	望 月 俊 明
公職等の種類	静岡市議会議長
所属政党	自由民主党
(ふりがな) 候補者氏名	おおいし せつお
	大 石 節 雄
公職等の種類	島田市議会議長
所属政党	無所属
(ふりがな) 候補者氏名	ふかだ ゆりこ
	深 田 ゆり子
公職等の種類	焼津市議会議員
所属政党	日本共産党

難病患者の治療に係る負担軽減を求める意見書（案）

厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において平成28年10月に取りまとめられた報告書には、難病の医療体制の在り方の基本理念として、できる限り早期に正しい診断ができる体制や、診断後はより身近な医療機関で適切な医療を受けることができる体制などが示されている。

また、令和3年7月、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会社会保障審議会児童部会の、小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会がまとめた意見書では、難病患者がどこに暮らしていても、疾病の特性に応じて早期の診断が付き、適切な治療が受けられるようにするために、まずは難病診療連携拠点病院の各都道府県における設置を目指すべきとしている。

本市においては、浜松医科大学医学部附属病院が難病診療連携拠点病院となっているが、病種によっては専門医や指定医が在籍していないため、適切な治療が受けられず、やむを得ず遠方の病院に通院や入院をするケースがある。また、治療期間も長期にわたることから、難病治療に伴う遠方への交通費が難病患者の大きな負担となっている。

難病患者は平成25年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者総合支援法」の改正により、障害者の定義に難病患者等が追加され、身体障害者手帳を取得できない難病患者等も障害福祉サービスを利用できるようになったが、身体障害者手帳所持者が利用できる普通乗車券割引などの交通運賃割引や、有料道路料金割引については対象になっていない。

身体障害者手帳の申請には主治医による診断書が必要だが、障害が固定している身体障害者と違い、症状が変化（重くなったり軽くなったり）するなどの特徴がある難病患者はこの要件を満たせず取得できないケースがある。

よって、国においては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、難病治療等に伴う交通費の割引や助成により、難病患者の治療に係る負担を軽減するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちの豊かな成長は市民の大きな願いであり、いつでも安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの健やかな成長にとって必要不可欠なことである。

令和2年4月時点における厚生労働省の調査によると、全ての市区町村で独自の医療費助成を行っており、その対象年齢の上限を15歳年度末または18歳年度末としているところが多い。自己負担なし、所得制限なしといった完全無料化を実施している自治体も確実に増えており、静岡県内でも半数以上の市町で18歳年度末までの無料化を実施しているが、自治体が実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢、所得制限、一部負担の有無、現物給付と療養費払いの違いなど、自治体間で大きな格差がある。

このような中、国は、自治体が独自に行う現物給付による医療費助成に対し、国庫の公平な配分という観点から、国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を行ってきた。自治体からの要請を受け、就学前までの子どもを対象とする助成に対する減額措置については、平成30年4月から廃止されたが、減額措置については、少子化対策の観点から年齢を制限せずに完全に廃止すべきである。

そもそも、少子化による人口減少が危惧される中、安心して子どもを産み・育てる環境の整備は、自治体間で格差が生じることがないように、国が総力を挙げて取り組むべき喫緊の課題であり、どこに生まれ住んでも子どもは等しく大切に育てられるべきと考える。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 18歳年度末までの子どもの医療費助成に対する統一的な国の医療費助成制度を早期に創設すること。
- 2 子ども医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額措置を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）

介護が必要な高齢者が増加する中、介護人材の確保については全国的に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9000円）引き上げることになり、各自治体で介護職員処遇改善支援事業が実施され、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

よって、国においては、介護職員の処遇改善については、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮をするよう強く要望する。

記

- (1) 臨時の報酬改定において新設される「新たな加算」については、現行の2つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- (2) 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者に事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- (3) 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースに事業所ごとの介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化と、人材確保に向けて事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討するとともに、確実に職員に報酬が行き届く仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

男女賃金格差の是正を求める意見書（案）

日本は男女の賃金格差が大きな国となっている。正社員の女性の賃金は男性の7割台であり、非正規を含む年間平均給与は令和2年分民間給与実態統計調査によると男性532万円に対し、女性は293万円である。これは40年勤務するとして試算すると約1億円もの違いがあり、また、現役時の賃金が影響する年金でも男女間に大きな格差が生じている。

欧州連合（EU）では、女性の賃金が男性の八、九割であることを重大な問題として捉え、企業に男女の賃金格差の公表を義務づけ、是正しない企業に罰則を科す施策を打ち出している。

現在コロナ禍の下で、多くの女性が生活苦に追い込まれており、男女賃金格差の是正は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、男女賃金格差の是正に向けて、下記の対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 男女別平均賃金の公表の義務化と併せて、格差是正計画の策定及び公表を義務づけるとともに、その是正計画が実行されるよう指導、監督すること。
- 2 職種、時給、企業規模、地域ごとに男女賃金格差の実態を把握・分析し、是正の行動計画を策定すること。
- 3 女性が多く働く介護・福祉・保育など、ケア労働者の賃金を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会条例・会議規則修正箇所(○追加・●削除・△字句の整理)

委員会条例

第13条の2	○言い回しの整理
オンラインによる方法によって委員会に参加した委員を、委員会に出席したものとみなすと整理するもの	
第13条の2第4項	●改正不要であるため削る。
条例第29条で会議規則へ委任・会議規則第154条で議長へ委任しているため	
第14条	●第16条第2項の改正が不要となったため削る。
第16条第2項の改正がなくなったことに伴うもの	
第16条第2項	●改正不要であるため削る。
この規定がなくてもオンライン参加委員は委員会の同意で発言できるため	
第23条・第26条・第27条	△字句の整理
「方法により」→「方法によって」	

会議規則

第84条の2	●改正不要であるため削る。
委員会条例第13条の2でオンライン参加の場合も委員会に出席したものとみなしているため	
第107条第2項	○言い回しの整理
委員外議員のオンライン出席について定めるもの	
第117条	○言い回しの整理
オンライン出席委員は不在委員とならないようにするもの	
第119条第2項	○オンライン参加の場合の表決方法を規定
オンライン出席の表決のとり方は議長が定めるとするもの	
第121条	○簡易表決で異議のある場合の表決方法を規定(→第119条)
簡易表決で異議のある場合は、第119条の規定により表決をとるとするもの	
第130条第3項	○言い回しの整理
紹介議員のオンライン出席について定めるもの	

浜松市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜松市議会委員会条例(昭和50年浜松市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>委員会への出席方法について、オンラインによる方法の特例を定めるもので、</p> <p>「オンラインによる方法によって委員会に参加した委員」を、「委員会に出席したもの」とみなすと整理</p> <p>委員会条例29条で会議規則に委任し、会議規則154条で議長に委任しているため、改正不要</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 委員会は、第16条の改正がなく委員が出席しなければなったため改正不要い。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>(委員会の出席方法の特例)</p> <p>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開くことによって委員会に参加することを認めることができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2. 前項本文の規定により開く委員会において、オンラインによる方法により出席を希望するによって委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</p> <p>3. 前項の規定による届出をして、委員会に出席参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4. オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条第1項(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p>

オンライン参加の委員が除斥対象となった場合、委員会同意で発言できるようにする規定だが、この規定がなくても第13条の2の規定によりオンライン参加の議員も出席したものとみなされ、委員会の同意があれば発言できるため改正不要

(公述人の決定)

第23条 (略)

2 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 (略)

(参考人)

第27条 (略)

2 (略)

3 (略)

~~2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員長又は委員が、第13条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法により行うことができる。~~

(公述人の決定)

第23条 (略)

2 (略)

3 公述人は、オンラインによる方法によりよって公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 (略)

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法によりよって出席する公述人については、適用しない。

(参考人)

第27条 (略)

2 (略)

3 参考人は、オンラインによる方法によりよって委員会に出席することができる。

4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、オンラインによる方法での委員会の出席等を可能とするよう規定を定めるほか、所要の整備を行うものです。

浜松市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜松市議会委員会条例（昭和50年浜松市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公述人の決定)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(参考人)</p>	<p><u>(委員会の出席方法の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって委員会に参加することを認めることができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定によりオンラインによる方法によって委員会に参加しようとする委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法によって公聴会に出席することができる。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法によって出席する公述人については、適用しない。</u></p> <p>(参考人)</p>

第27条 (略)	第27条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 <u>参考人は、オンラインによる方法によって委員会に出席することができる。</u>
3 (略)	4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(あらまし)

この条例は、オンラインによる方法での委員会の出席等を可能とするよう規定を定めるほか、所要の整備を行うものです。

浜松市議会会議規則の一部を改正する規則

浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第80条—第84条）</p> <p>第2節～第7節（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <div data-bbox="359 846 805 1079" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>委員会条例第13条の2により、「オンラインで参加している場合も委員会に出席したものとみなしていることから、会議規則で重ねて規定する必要はないため、改正不要</p> </div> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第107条（略）</p> <div data-bbox="343 1272 805 1393" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>言い回しの整理をするもの （委員外議員のオンライン出席）</p> </div> <p>2（略）</p> <p>（不在委員）</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <div data-bbox="331 1662 805 1783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>言い回しの整理をするもの （不在委員からオンライン出席議員を除外）</p> </div> <p>（起立による表決）</p> <p>第119条（略）</p> <div data-bbox="331 1921 805 2020" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>オンライン出席の場合の表決方法を定めるもの</p> </div>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第80条—第84条の2）</p> <p>第2節～第7節（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（出席委員に関する措置）</p> <p>第84条の2 この章における出席委員には、浜松市議会委員会条例（昭和50年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により委員会に出席した委員を含む。</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第107条（略）</p> <p>2 前2項の場合において、オンラインによる方法を活用して委員会が開かれているときは、規定により出席しようとする委員でない議員は、オンラインによる方法によりよって当該委員会に出席することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（不在委員）</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員（オンラインによる方法によって委員会に出席している委員を除く。）は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法により出席している委員は、この限りでない。</p> <p>（起立による表決等）</p> <p>第119条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法によって委員会に出席している委員に係</p>

(簡易表決)

第121条 委員長は、問題について異議の有無を
簡易表決で委員長の宣告に異議のある
場合において、表決方法を定めるもの

ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議
があるときは、委員長は、起立の方法で表決を
とらなければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第130条 (略)

2 (略)

言い回しの整理をするもの
(紹介議員のオンライン出席)

る表決のとり方については、議長が定める。

(簡易表決)

第121条 委員長は、問題について異議の有無
を会議に諮ることができる。異議がないと認め
るときは、委員長は、可決の旨を宣告する。た
だし、委員長の宣告に対して出席委員から異議
があるときは、委員長は、第119条の規定に
より表決をとらなければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第130条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により場合において、委員会がオ
ンラインによる方法を活用して開かれている
ときは、出席しようとする紹介議員は、オンラ
インによる方法によってより当該委員会に出
席することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日令和4年7月1日から施行する。

委員会条例の施行と併せて施行するもの

(あらまし)

この規則は、オンラインを活用した委員会の開催について、必要な事項を定めるものです。

浜松市議会会議規則の一部を改正する規則

浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(不在委員)</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第121条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立の方法で表決をとらなければならない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言)</p> <p>第107条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定により出席しようとする委員でない議員は、オンラインによる方法によって委員会に出席することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(不在委員)</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員(<u>オンラインによる方法によって委員会に出席している委員を除く。)</u>は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立による表決等)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法によって委員会に出席している委員に係る表決のとり方については、議長が定める。</u></p> <p>(簡易表決)</p> <p>第121条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>第119条の規定により表決をとらなければならない。</u></p> <p>(紹介議員の委員会出席)</p> <p>第130条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定により出席しようとする紹介議員は、オンラインによる方法によって委員会に出席することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、オンラインを活用した委員会の開催について、必要な事項を定めるものです。